

<様式第5号（第8条関係）・記載例>

平成30年10月1日に改正法が施行されたことにより、毎年度の貸借対照表の公告が義務付けられました（法第28条の2関係）。公告の方法を、現在の定款で定めている方法から変更する場合は、所轄庁へ定款変更の届出を提出する必要があります。

*解散・破産時の公告は官報への掲載に限られます。

様式第5号（第8条関係）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 殿

特定非営利活動法人〇〇〇〇
主たる事務所の所在地
代表者氏名
電話番号

定款変更届出書

印
法人印

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

1 変更する内容

新旧対照表を記載する。別紙にしてもよい。

変更後	変更前
<p>（公告の方法） 第〇〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、別紙の記載例（★）から選択。</u></p> <p>新たに貸借対照表の公告方法を追加する場合の記載例です。</p>	<p>（公告の方法） 第〇〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>

※解散・破産時の公告は官報への掲載に限られます。

2 変更する理由

平成28年特定非営利活動促進法改正をふまえ、法人の円滑な運営を行うため貸借対照表の公告方法を、ただし書きで新たに定める。

備考 届出書に添付する書類のうち、変更後の定款には、副本1通を添えること。